

金城学院大学大学院
看護学研究科看護学専攻（修士課程）

設置の趣旨を記載した書類

目次

はじめに	・・・p.4
1. 設置の趣旨及び必要性	・・・p.5
(1) 設置の趣旨	
(2) 設置の必要性	
(3) 組織として研究対象とする学問分野	
(4) 養成する人材像とディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、アドミッション・ポリシー (AP)	
(5) 修了後の進路	
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	・・・p.14
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・p.15
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	・・・p.16
(1) カリキュラム・ポリシーと教育課程・分野の関連	
(2) 教育課程編成の体系	
(3) ディプロマ・ポリシーと教育課程との関係	
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・p.25
(1) 教育方法	
(2) 履修指導	
(3) 研究指導	
(4) 修了要件	
(5) 倫理審査	
(6) 学位論文審査と体制	
6. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係	・・・p.30
7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	・・・p.31
8. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	・・・p.32
(1) 修業年限	
(2) 履修指導及び研究指導の方法	
(3) 授業の実施方法	

(4) 教員の負担の程度	
(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置	
(6) 入学者選抜の概要	
9. 入学者選抜の概要	・・・p.34
(1) アドミッション・ポリシー	
(2) 入試制度	
(3) 募集人員	
(4) 入学試験	
10. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色	・・・p.38
(1) 教員組織の編成	
(2) 教員の年齢構成	
(3) 教育研究実施組織の中心的な研究分野、研究体制	
11. 研究の実施についての考え方、体制、取組	・・・p.41
12. 施設・設備等の整備計画	・・・p.42
(1) 校地、運動場の整備計画	
(2) 校舎等施設の整備計画	
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	
13. 管理運営	・・・p.45
14. 自己点検・評価	・・・p.47
15. 情報の公表	・・・p.48
(1) 公表内容	
(2) 公表の実施方法	
16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	・・・p.51
(1) 授業内容及び方法の改善を図る組織定期的な取組等	
(2) 教育研究活動等の適切かつ効率的な運営を図るための職員研修等	

設置の趣旨等を記載した書類（本文）

はじめに

金城学院の歴史は、明治 22 年(1889 年)に、女子教育に生涯を捧げてきたアニー・P・E・ランドルフが設立した「女学専門冀望館」をルーツとしている。ランドルフの教育方針は、「神を畏れ、神への奉仕にその生涯を捧げる、つまり人を愛することをライフワークとする女性の育成」であった。現在は、大学、高等学校、中学校、幼稚園を有し、およそ 7,200 人の学生、生徒、園児達が学ぶ総合学府として発展した。

金城学院大学では、「学院教育の三本柱」として「福音主義キリスト教に基づく女子教育」、「全人的な一貫教育」、「国際理解の教育」を掲げ教育を行っている。建学以来、福音主義キリスト教の精神に基づく、「社会に貢献する優秀な女性を育成する」ために、時代の変遷に伴って変化する社会的ニーズや、女性のもてる力をさらに発揮できるようにするための教育環境の充実を目指し、学部・学科の設置・改組を行ってきた。

医療系学部は、薬学部薬学科を平成 17 年（2005 年）に、看護学部看護学科を令和 4 年（2022 年）に設置し、現在は文学部、生活環境学部、国際情報学部、人間科学部、薬学部、看護学部の 6 学部 13 学科からなる女子総合大学として、建学の精神である「世界の平和と人類の福祉に貢献する女性の養成」を継承し、教育スローガンである「強く、優しく。」を基盤とする教育を行っている。収容定員は全学部 5,310 人である（2025 年度）。

金城学院大学大学院においては、文学研究科、人間生活学研究科、薬学研究科の 3 研究科を設置しており、収容定員は修士課程 97 名である（2025 年度）。本申請は新たに看護学研究科看護学専攻修士課程（入学定員 6 名、収容定員 12 名）を設置するものである。

金城学院大学の教育・研究は、学問の追求にとどまらず、広く世界への奉仕のためになされるべきであると考え、キリスト教的価値観を基盤とした精神の育成という点において、他の大学とは異なる。また、金城学院大学では、学生に、人間存在をめぐる根源的問いかけの答えをさがすことと、人生の精神面における洞察力を深めることを促している。そして、学生一人ひとりが、神と人への愛を育て、世界を見渡せる広い視野を持ち、社会に役立つ人間に育つよう教育している。

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の趣旨

本学では、2022年4月に開設した看護学部看護学科が2025年度に完成年度を迎えるにあたり、大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を2026年4月に開設する。

看護学部看護学科の設置では、日本の保健・医療・福祉の方向性を鑑み、看護職者には病院・医院における看護実践に加え、在宅、保健機関、社会福祉施設、産業・職域(就労者)、学校(児童・生徒)等と多様な場で活躍できる能力が求められているととらえ、単に看護学の知識・技術の伝授を行う教育ではなく、対象者中心の看護実践ができるように、看護を必要としている人々が何を望み、その人々にとっての最善の利益とは何かを考え、看護学として何を行うべきかを考えるという考え方(情報収集力、コミュニケーション力、倫理的感性、批判的思考力、臨床推論、臨床判断力)を修得させる教育に視点を置いた。

わが国の少子超高齢化はますます進行し、それに伴う患者像も複雑化していることが指摘されている。その対応として地域包括ケアシステムの推進が急がれている。また健康寿命延伸のための疾病予防や健康増進、医療システムのIT化、ゲノム医療、AI活用による医療技術革新などの医療の高度化、COVID-19のパンデミックに見るグローバル化時代における感染症対策など、複雑化する社会において求められるニーズに看護職者が対応するためには、一層に充実した看護師基礎教育を展開し、臨床推論能力や看護実践能力を向上できるようにすることが求められている。

こうした看護職者のおかれた状況に対して、公益社団法人日本看護協会(以下、日本看護協会)は、2020年度予算・政策に関する要望書において、「大学・大学院における質の高い看護学教育課程の推進」(平成31年4月24日)を文部科学省高等教育局長に提出し【資料1】、4年間の看護師教育を一層充実させること、保健師・助産師教育の大学院教育に移行すること、優秀な看護職者に質の高い教育を受ける機会として高等教育機関でのリカレント教育の推進を求めている。

大学院設置基準には、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」と規定されている。看護学研究科看護学専攻修士課程では、看護実践能力を備えた質の高い看護職者を養成する看護学部を母体とし、看護理論と実践に基づいた研究能力やエビデンスとナラティブを統合できる看護実践能力を備え、看護現象を探究できる能力を身につけることを目指す。また、本研究科は、看護学を中心とした教育研究を推進する教育課程として、看護学の専門性を生かした体系的な教育を行うことで、変革する社会や複雑化する保健・医療・福祉の課題解決に寄与することのできる教育研究能力および高度な専門性を有する人材の育成を目指す。

【資料1 2020年度予算・政策に関する要望書～大学・大学院における質の高い看護学教育課程の推進～(日本看護協会)】

(2) 設置の必要性

近年の看護を取り巻く環境は、日本看護協会の「平成7年度予算・政策に関する要望書」【資料2】に示されているように、保健・医療・福祉に対する社会的ニーズが変化し、看護職に求められる役割や活躍の場はこれまで以上に拡大している。医療の高度化、ICT化、そしてグローバル化も加わり、社会からは質の高い看護系人材の養成が求められている。

1) 保健・医療・福祉を取り巻く環境と専門性の高い看護職者育成の必要性

わが国における人口構造は大きく変化しており、保健医療分野において多岐にわたる影響を与えることが予測されている。2011年以降、総人口は一貫して減少し、2023年の合計特殊出生率は1.20と低水準で推移している。同時に、高齢者（特に75歳以上）の人口に占める割合は増加していくことが想定されている。このような人口減少および少子高齢化の急速な進展による疾病構造の変化、健康の社会格差の増大やグローバル化の進展により、複合的な健康課題を持つ対象者への長期的かつ包括的なアプローチが求められている。

わが国の平均寿命は、昭和59年（1984年）から今日までの間、世界でトップの水準を示している。今後、高齢化社会が続く日本においては、高齢者になっても健康な生活を送ることができるように、高齢者の健康増進を図る保健活動の推進や早期受診・早期治療の促進など、その人らしい生活を送ることができるようにしていく体制づくりが重要となっている。一方で、ライフスタイルや食生活・生活習慣の変化から、がん、糖尿病、循環器疾患などの生活習慣が要因となる疾患が増加しており、複数の疾患を抱えるケースも増加している。さらに、高齢化に伴う問題としては、虚弱老人の問題、エイジングに伴う身心の機能低下や認知症の問題、世帯面では独居老人世帯や老老夫婦世帯の増加が続き、家族介護者の負担や疲弊、老老介護、独居老人への支援など、多岐にわたる課題が山積している。

社会における保健医療ニーズの質的および量的な変容に対応すべく、厚生労働省による「保健医療2035提言書」【資料3】では、持続可能な保健医療システム構築に向けて、次世代型の保健医療人材育成やICT基盤の推進が掲げられている。日本看護協会は厚生労働大臣に提出した「令和7年度予算・政策に関する要望書」【資料2】において、より質の高い医療・看護の提供に向けて、ICTを活用した継続的な在宅療養支援への体制整備、および看護DXの推進による業務効率化の必要性を提言している。

このような保健医療を取り巻く環境において、看護職に求められる役割は大きく拡大し、より高度な専門性が必要とされている。科学的根拠に基づき、対象者の健康課題を合理的かつ倫理的に解決する能力、多職種と効果的な連携を図りながら包括的なケアを提供するマネジメント能力が重要となる。

これらの社会的要請に応えるためには、高度な専門知識と実践力を備えた質の高い看護系人材の養成が不可欠である。このための教育基盤として、専門知識を体系的に教授し、研究能力を養成することにより看護学の発展や質向上に寄与できる人材を育成する看護系大学院の設置が必要である。

【資料2 令和7年度予算・政策に関する要望書（日本看護協会）】

【資料3 保健医療2035提言書（「保健医療2035」策定懇談会）】

2) 大学における看護系人材養成のあり方について

「看護系大学に関する実態調査の年次比較 2018年度～2022年度」（日本看護系大学協議会と日本私立看護系大学協会との協働実施）によれば、看護系大学院修士課程数は、2018年173（完成年次前を含む）が2022年には197に増加している。また、「令和5年度指定学校概況報告」（文部科学省高等教育局医学教育課）によれば、令和5年度の看護系大学数は283校（入学定員数26,023人）、看護系大学院修士課程は206（入学定員3,111人）と報告されている。

一方、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」【資料4】において、「わが国は、諸外国に比べ修士・博士学位取得者の割合が低く（修士は約1/3、博士は約1/2、特に人文・社会科学で低い。）、2040年に向けた「知のプロフェッショナル」の育成に大いに問題が生じる可能性がある。」

と指摘されている。看護学分野においては、平成10年以降看護系大学、看護系大学院の設置が進められてきた。しかし、令和4年度の修士課程修了生は1,892人、博士課程が343人で、同年の看護系大学卒業生23,425人の8.1%、1.5%である。複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題について、探究し、解決する研究能力、高度な専門知識と実践力を備えた看護系人材の養成が望まれており、これらの人材育成を担う看護系大学院の充実が求められている。

【資料4 2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）概要、中央教育審議会大学分科会（平成31年1月22日）】

3) 地域（愛知県）における必要性

愛知県は人口747万人、政令指定都市の名古屋市、中核市の豊田市・豊橋市・岡崎市・一宮市の4市を有している。「あいち福祉保健医療ビジョン2026」には、福祉・保健・医療を取り巻く社会情勢の現状と展望として、人口減少の進行（2040年には707万人、高齢化率31.6%、団塊の世代が90歳代となり多死社会）、少子化の進行、世帯の多様化・小規模化（一人暮らし高齢者の増大）、そして福祉・保健・医療を取り巻くニーズの増大、複雑化、多様化があげられ、その中には医療福祉分野の就業者の増加、外国人住民の増加・多国籍化が示されている。愛知県はこうした現状に対して、地域を支え活躍する人づくりを掲げ、医療・介護提供体制の確保として質の高い医療を受けられる体制の確保、高齢化に対応した医療・介護提供体制の確保、医療・介護を支える人材の確保、大規模災害や感染症への備えを進めることを掲げている。愛知県がとらえている福祉・保健・医療を

取り巻く社会情勢の現状と展望には、社会構造の変化に伴って複雑化する福祉・保健・医療に対応するため、質の高い医療の提供とそれにかかわる人材育成が今後において求められることが示されている。

2024年3月に公示された「愛知県地域保健医療計画」【資料5】では医療の高度化や在宅医療の推進、介護老人保健施設などの介護保険関係サービスのニーズの増加が予想されるため、より一層、看護職員数を確保していく必要があることが示されている。特に、訪問看護については、地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、職員の確保及び資質の向上がますます必要とされ、複雑化する対象者が求める看護に対応できる高度な専門性を持つ看護師が求められている。今後、ますます進行する少子高齢化社会にあって、看護職者は多職種との連携・協働を担いつつ、高度な看護実践力をもって対象者に適切な保健・医療が提供できなければならない。

愛知県で就業する看護師、保健師は人口10万人当たりの人数が全国値を下回っている。看護師を養成する看護系大学は16校あり、私立看護系大学は13校である。また2024年4月時点で13校中9校が大学院を有している。

複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題解決に寄与するためには大学院教育の充実が求められる。それらのニーズに対応するためにも本学においても大学院を設置することとした。

【資料5 愛知県地域保健医療計画（2024年3月公示）】

4) 地域における必要性（アンケート結果：各施設）

中部地区（愛知県・岐阜県・三重県）の病院492施設に依頼し、大学院看護学研究科修士課程を修了した看護職者の採用ニーズについて調査した。有効回答数84件（回収率17.1%）の分析結果を「地域における大学院看護学研究科の必要性～アンケート結果（関係医療施設）」【資料6】に示した。

一般的な看護系大学院修了生（修士）の採用ニーズについては、7事業所（8.3%）が「採用ニーズは非常に高い」、25事業所（29.8%）が「採用ニーズは高い」、合計で32事業所（38.1%）から看護系修士人材について採用ニーズのあることが示された。

金城学院大学大学院看護学研究科修士課程を修了した人材のニーズについては、9事業所（10.7%）が「人材ニーズは非常に高い」、55事業所（65.5%）が「人材ニーズは高い」で、合計64事業所（76.2%）から人材のニーズが高いことについての回答があった。さらに採用意向については、36事業所（42.9%）が「採用したい」と回答していた。

この調査の結果は、修士課程を修了した看護職者の採用について比較的ニーズが高いことを示している。自由記述にはこれらについての示唆が以下のように散見されている。

- ・病院内から地域の看護職と連携しての療養支援は必須。大学院卒の看護職はリソースであり、利用者ニーズに基づいた看護の展開を率先して実践できる人材の輩出を期待している。

- ・回復期リハ、地域包括ケア、療養病棟を有する地域密着型病院で、看護職のキャリア開発、エビデンスに基づく看護実践の向上、看護研究の実施等、多くの課題を抱えている。これらの課題を解決するには、修士課程での研究の経験を活かし論理的に問題解決をできる人材が必要。
- ・職員の倫理観のベースアップを図るため専門知識と倫理観を備えた者を積極的に採用したい。

これらの記述からも、本研究科を設置する趣旨として上述したように、現在の看護を取り巻く環境における複雑化する看護実践の課題に対して、看護職のキャリア開発、エビデンスに基づく看護実践の向上、看護研究の実施が求められており、論理的に問題解決ができる人材として、大学院看護学研究科を修了した人材に期待している。

【資料6 地域における大学院看護学研究科の必要性～アンケート結果（関係医療施設）～】

5) 本学看護学部学生における必要性

令和6年（2024年）12月に本学部看護学科在籍学生の大学院進学意志を把握したところ、1年生29.2%、2年生27.8%、3年生26.4%が進学意志を有し、金城学院大学大学院看護学研究科が設置されたら受験したいとの回答は、1年生25.5%、2年生19.0%、3年生18.7%であった。

開設予定年度である2026年度の受験対象となる3年生についてクロス集計を行った結果では、入学意思のある学生は13人(14.3%)であった。入学定員6人を超える13人の学生が入学意志を示していた。3年生は、金城学院大学大学院看護学研究科修士課程への強い入学意志を持っていると考えられる。

本学に入学してくる看護学生は、「本学看護学部学生の大学院進学に関するニーズ調査の結果（令和6年12月）」【資料7】に見るように、大学院進学を志向する学生が在籍者の20%を超えていることが示されている。

学部教育を終えた後に、引き続き大学院修士課程での教育を受け、高い専門的知識、高い研究能力を身につけることを希望する学生に、本学として学部、研究科の一貫した教育を提供することが必要と考える。なお、基礎となる学部と大学院の関連で示す通り、専門領域が連携する形になっていることから、学部で関心を持った学びと研究の分野をさらに発展させ、広がりや深みをもって高めたいという要望に応えることができる。

【資料7 本学看護学部学生の大学院進学に関するニーズ調査の結果（令和6年12月）】

(3) 組織として研究対象とする学問分野

本研究科では、看護学をその研究対象とする。また、看護学に加え、医学、公衆衛生学、国際保健学、コミュニケーションを専門とする教員が配置されることから、看護学研究を

中心として、それらの周辺テーマをも研究対象とする。

研究科の科目区分に沿った研究分野としては、臨床看護学分野では基礎看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学を研究対象とし、広域看護学分野では地域・在宅看護学、高齢者看護学、精神看護学、公衆衛生看護学、グローバルヘルス看護学を研究対象とする。

(4) 養成する人材像とディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、アドミッション・ポリシー (AP)

本学に大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を設置することは、看護学部看護学科に続いて大学に新たな「知の創造」をもたらすこととなり、高等教育における教育機能の一層の充実を保健・医療・福祉の分野において図ることとなる。建学の精神である「世界の平和と人類の福祉に貢献する女性の養成」を継承し、教育スローガンである「強く、優しく。」を基盤とする看護学の専門性を生かした体系的な大学院教育を行い、複雑化する保健・医療・福祉の課題解決に寄与する人材（研究者および高度専門職業人）を社会に輩出する。

1) 養成する人材像

本研究科では、高い倫理観をもち、看護学の専門知識と科学的根拠に基づいた看護実践能力、高度な教育・研究能力を有し、複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題解決の探究を通じて、看護学の発展や質向上に寄与できる人材を養成する。

2) ディプロマ・ポリシー (DP)

本研究科では、必要な単位を修得し、次の能力を有すると認められた者に、修士（看護学）の学位を授与する。

1. 高い倫理観を持ち、看護学領域の研究を遂行する能力を有する。
2. 科学的根拠と高い倫理観に基づいた看護学の専門知識と看護実践能力、高度な教育・研究能力を有する。
3. 複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題解決に寄与する研究を遂行する能力を有する。
4. 看護学研究を通して、対象者や社会の課題に取り組み、看護学の発展に寄与する能力を有する。

3) カリキュラム・ポリシー (CP)

本研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるため、【共通科目】、【専門科目】、【特別研究】の科目区分によるカリキュラムを以下のように編成する。

1. 教育内容

【共通科目】

看護の教育・研究・実践および管理的な能力に必要な基礎的理論の修得、看護学研究

を遂行するうえでの高い倫理観の形成、科学的根拠を示すための研究方法や分析能力を身につけるなど、対象とする課題を探究する上で基盤となる科目を【共通科目】として配置する。

【共通科目】では、社会的課題を踏まえた看護全般に共通する主要なテーマを扱い、研究課題として看護上の示唆を得るための質的・量的なアプローチなどの理論的基盤となる科目を配置することで、根拠に基づく看護およびその論理的思考を身につける。

【専門科目】

看護学研究を支える専門科目に「臨床看護学分野」、「広域看護学分野」の2分野をおき、各々の分野に特論、演習で構成する科目群を配置し、高度な専門知識と研究能力を身につける。【専門科目】では、多様な価値観や文化を持つ対象者やさまざまな健康レベルにある人々への看護実践における課題について、おかれている社会的背景を理解することに基づく課題解決能力を身につける。「臨床看護学分野」では、多様な価値観や文化を持つ対象者やさまざまな健康レベルにある人々への看護実践における課題、ライフステージや特定の健康課題などに主眼をおいた実践看護学領域（看護コミュニケーション、エンドオブライフケア看護学）、次世代育成看護学領域を配置する。「広域看護学分野」では、地域社会で生活する様々な健康レベルの人々へのポピュレーションアプローチに主眼をおいたパブリックヘルス看護学領域、コミュニティヘルス看護学領域を配置する。複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題解決能力を高める。

【特別研究】

【共通科目】及び【専門科目】で得た理論的基盤をもとに、対象者や社会の課題に取り組む一連の研究過程を遂行することを通じて、看護研究能力を高めると共に、研究成果を社会に還元し、将来の看護学の発展を担う能力を付与する。

2. 教育方法

1年次には、すべての専門分野の基礎となる共通科目を配置し、あわせて各専門分野に配置されている専門科目の専門性を向上させるために特論及び演習を配置する。それらを修得しながら、対象とする研究課題を探究する能力を修得するための特別研究を1年次から2年次に配置する。特別研究では、主指導教員が修士論文研究の専門的な研究指導を行い、加えて副指導教員が多面的な視点からの指導を行う。

3. 学修成果の評価方法

看護学研究科看護学専攻修士課程における学修成果の評価方法については、シラバスにおいて授業科目ごとの到達目標及び成績評価基準を明示し、筆記試験、課題レポート、プレゼンテーション内容により、総合的に評価する。学位論文の審査は、透明性と公正

性を担保できる審査体制を編成して行う。

4) アドミッション・ポリシー (AP)

金城学院大学大学院看護学研究科修士課程では、以下の人材を求めるものとする。

1. 倫理観を持ち、看護学研究に取り組む意欲を有している。
2. 看護学研究に必要な基礎的な学力と語学力を有している。
3. 広い視野を持ち多様な価値観や文化を受け入れる意思を有している。
4. 研究を通して課題解決に取り組み、社会に貢献すると共に看護学の発展に寄与する意思を有している。

5) 養成する人材像及び3つのポリシーとの相関および整合性について

養成する人材像とディプロマ・ポリシー (以下、DP とする)、カリキュラム・ポリシー (以下、CP とする) およびアドミッション・ポリシー (以下、AP とする) の相関について説明する【資料8】。

養成する人材像は、その要素として、「高い倫理観を有する」、「看護学の専門知識と科学的根拠に基づいた看護実践能力を有する」、「高度な教育・研究能力を有する」、「複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題解決を探究できる」、そして「看護学の発展や質向上に寄与できる」で構成される。これらの要素と DP との関連は、【資料8】において線で示した。「高い倫理観を有する」は主に DP1 と DP2 に、「看護学の専門知識と科学的根拠に基づいた看護実践能力を有する」は主に DP2 に、「高度な教育・研究能力を有する」は DP2、DP3 および DP4 に、「複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題解決を探究できる」は DP3 と DP4 に、そして「看護学の発展や質向上に寄与できる」は DP3 と DP4 に関連する。

DP と CP の関連では、CP の【共通科目】は主に DP1、DP2 に関連し、看護の教育・研究・実践および管理的な能力に必要な基礎的理論の修得、看護学研究を遂行するうえでの倫理観の形成、科学的根拠を示すための研究方法や分析能力を身につけるなど、対象とする課題を探究する上で基盤となる科目を配置している。CP の【専門科目】は主に DP3 に関連し、加えて DP2、DP4 にも関連する。「臨床看護学分野」、「広域看護学分野」に配置された領域の特論、演習により各々に特異的な専門知識と研究能力を身につける。CP の【特別研究】は主に DP3、DP4 に関連し、【共通科目】及び【専門科目】で得た理論的基盤をもとに、対象者や社会の課題に取り組む研究過程を通じて看護研究能力を高め、研究成果を社会に還元し、将来の看護学の発展を担う能力を養う。

CP の【共通科目】、【専門科目】、【特別研究】に示されている各科目を修得するために求められる AP として4つのポリシーを図に示している。これらは修了要件となっている DP にも通ずる要素である。

【資料8：養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関性及び整合性】

(5) 修了後の進路

本研究科看護学専攻修士課程（入学定員6名）における修了後の採用・就職（人材需要）の見込みを測定することを目的とする調査では【資料7】、教育や研究において高い専門知識を備えた看護職及び看護管理職の需要が極めて高いことが示されている。本研究科修了生は、修士課程で培った研究及び看護実践の知識を基盤に保健医療福祉の多様な分野においてリーダーシップを発揮し、看護学の発展や質向上に寄与する。

本研究科修了後の進路は、下記のような分野を想定している。

1. 大学や研究機関等の教育研究職
2. 看護師・保健師・助産師養成校等の教員
3. 病院や医療機関、福祉施設等の看護師、助産師、または行政・産業分野の保健師
4. 病院や医療機関、福祉施設等、または行政・産業分野における看護管理職

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本学では看護学部看護学科の設置計画の段階で、将来構想として大学院看護学研究科設置を計画した。看護学部が開設されたのち、学部の設置計画履行を進めながら大学院看護学研究科設置構想の検討を重ね、在学生への大学院進学志向の調査などを実施してきた。2025年度に学部設置計画の完成年度を迎えるにあたり、現段階においては修士課程を設置し、学部および大学院修士課程での教育・研究の充実を図ることを方針とした。今後の看護学分野における学術的発展や社会的要請の動向、さらには本修士課程修了者のキャリアパスを踏まえた総合的な検討を行い、博士課程の設置も視野に入れるものとする。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

看護学研究科では、教育および研究に関する学問分野を「看護学」とし、本研究科における専門分野も同様に「看護学」とする。また、英訳名称については国際的な視点を考慮して設定する。

以上の方針に基づき、本研究科における研究科名、専攻名及び学位名を以下の通り定める。

研究科の名称

看護学研究科 Graduate School of Nursing Science

専攻の名称

看護学専攻 Master's Programs in Nursing Science

学位の名称

修士（看護学） Master of Nursing Science

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—を踏まえてカリキュラムを作成した。本研究科修士課程では、看護学分野での研究者としての基本的研究方法、研究倫理、研究計画や研究手法について修得し、修士論文の作成を通して批判力、論理性、表現力の涵養を図る。

教育研究の柱となる専門分野として「臨床看護学分野」「広域看護学分野」をおく。

「臨床看護学分野」は基礎看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学を研究対象とし、「広域看護学分野」では地域・在宅看護学、高齢者（老年）看護学、精神保健看護学、公衆衛生看護学、グローバルヘルス（国際保健）看護学を研究対象とする。

「臨床看護学分野」では、多様な価値観や文化を持つ対象者やさまざまな健康レベルにある人々への看護実践における課題、ライフステージや特定の健康課題などに主眼をおいた実践看護学領域、次世代育成看護学領域を配置する。実践に基づいた科目として「看護コミュニケーション特論・看護コミュニケーション演習」「エンドオブライフケア看護学特論・エンドオブライフケア看護学演習」「次世代育成看護学特論・次世代育成看護学演習」を配置する。「広域看護学分野」では、地域社会で生活する様々な健康レベルの人々へのポピュレーションアプローチに主眼をおいたパブリックヘルス看護学領域、コミュニティヘルス看護学領域を配置する。複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題解決能力を高めるため、「パブリックヘルス看護学特論・パブリックヘルス看護学演習」「コミュニティヘルス看護学特論・コミュニティヘルス看護学演習」を設け、グローバルな課題解決を目指す海外渡航を組み込んだ「グローバルヘルス看護学展開演習」を配置する。

上記の「臨床看護学分野」「広域看護学分野」での研究を進めるにあたって、その基盤となる基本的研究方法、研究倫理、研究計画や研究手法について修得する科目を【共通科目】として9つの特論を配置する。

本研究科では1回100分授業とし、講義科目、演習科目とも14回の授業で2単位とする。授業時間外の学修（事前学修及び事後学修）も含めて、1単位当たり45時間の学修とする。前期と後期にバランスよく科目を配置し、十分な教育効果を確保することができる。

（1）カリキュラム・ポリシーと教育課程・分野の関連

本研究科の目指す「養成する人材像」の養成のために、必要となる能力をDPに定めた。DPを達成するための教育課程の編成方針を定め、それに基づき教育課程を体系的に編成した。科目区分としては共通科目、専門科目、特別研究を配置した。履修の順序性に配慮し、体系的に学ぶことのできる教育課程を編成した。科目区分の設置の意図及び順序性、配置した科目とCPとの整合性について以下に示す。

なお、教育研究の柱となる「臨床看護学分野」「広域看護学分野」のうち、「臨床看護学分野」では、多様な価値観や文化を持つ対象者やさまざまな健康レベルにある人々への看護実践における課題、ライフステージや特定の健康課題などに主眼をおいた実践看護学

領域（看護コミュニケーション、エンドオブライフケア看護学）、次世代育成看護学領域を配置する。具体的には、基礎看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学を研究対象とする。また、「広域看護学分野」では、地域社会で生活する様々な健康レベルの人々へのポピュレーションアプローチに主眼をおいたパブリックヘルス看護学領域、コミュニティヘルス看護学領域を配置する。具体的には地域・在宅看護学、高齢者（老年）看護学、精神保健看護学、公衆衛生看護学、グローバルヘルス（国際保健）看護学を研究対象とする。

この2つの分野をおいた理由としては、本研究科の設置の趣旨として掲げている、複雑化する社会において求められている専門性の高い看護系人材の養成、及び想定される入学者の属性とに鑑みて定めている。大きな枠組みとして、それぞれ、病院等の臨床における高度な知識と実践と研究に寄与する分野、そして地域医療等の分野での高度な知識と実践と研究に寄与する分野として設定した。

入学者の属性としては、①看護学部を卒業後に大学院に進学する学生、②医療・保健・福祉機関に従事する看護職者、③看護系大学の助手や看護専門学校等の看護教員などがあげられる。特に社会人の入学者について、それぞれの現在の職業に関係する学問分野を体系的に学ぶことができる分野設定とした。

CP1-1【共通科目】

看護学の教育・研究・実践及び管理的な能力に必要な基礎的理論の修得、看護学研究を遂行する上での高い倫理観の形成、科学的根拠を示すための研究方法や分析能力を身につけるなど、対象とする課題を探究する上で基盤となる科目を【共通科目】として配置する。

【共通科目】では、社会的課題を踏まえた看護全般に共通する主要なテーマを扱い、研究課題として看護上の示唆を得るための質的・量的なアプローチなどの理論的基盤となる科目を配置することで、根拠に基づく看護及びその論理的思考を身につける。

看護学の研究能力を養い、質的・量的なアプローチなどの理論的基盤となる「看護学研究法特論」、「疫学・保健統計学特論」、根拠に基づく看護及びその論理的思考を身につける「病態生理・薬理学特論」「データサイエンス特論」、社会的課題を踏まえた看護全般に共通する主要なテーマを扱い、研究課題として看護上の示唆を得るための「健康科学特論」、「環境健康特論」、教育・研究・実践及び管理的な能力を高め研究遂行できる「看護教育学特論」、「看護管理学特論」、看護学研究を遂行する上での倫理観を形成する「生命倫理学特論」、研究活動において行ってはならない「研究不正」についての知識を身に着ける「看護学研究法特論」を配置し、対象とする課題を探究する上で基盤となる能力を身につける。

CP1-2【専門科目】

看護学研究を支える専門科目に「臨床看護学分野」、「広域看護学分野」の2分野をお

き、各々の分野に特論、演習で構成する科目群を配置し、高度な専門知識と研究能力を身につける。【専門科目】では、多様な価値観や文化を持つ対象者やさまざまな健康レベルにある人々への看護実践における課題について、おかれている社会的背景を理解することに基づく課題解決能力を身につける。「臨床看護学分野」では、多様な価値観や文化を持つ対象者やさまざまな健康レベルにある人々への看護実践における課題、ライフステージや特定の健康課題などに主眼をおいた実践看護学領域（看護コミュニケーション、エンドオブライフケア看護学）、次世代育成看護学領域を配置する。「広域看護学分野」では、地域社会で生活する様々な健康レベルの人々へのポピュレーションアプローチに主眼をおいたパブリックヘルス看護学領域、コミュニティヘルス看護学領域を配置する。複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題解決能力を高める。

2つの研究分野において、多様な価値観や文化を持つ対象者やさまざまな健康レベルにある人々への看護実践における課題について、おかれている社会的背景を理解することに基づく課題解決能力を身につける。

「臨床看護学分野」では、多様な価値観や文化を持つ対象者やさまざまな健康レベルにある人々への看護実践における課題、ライフステージや特定の健康課題などに主眼をおいた実践看護学領域、次世代看護学領域を配置する。実践に基づいた科目として「看護コミュニケーション特論・看護コミュニケーション演習」「エンドオブライフケア看護学特論・エンドオブライフケア看護学演習」「次世代育成看護学特論・次世代育成看護学演習」を配置する。

「広域看護学分野」では、地域社会で生活するさまざまな健康レベルの人々へのポピュレーションアプローチに主眼をおいたパブリックヘルス看護学領域、コミュニティヘルス看護学領域を配置する。複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題解決能力を高めるため、「パブリックヘルス看護学特論・パブリックヘルス看護学演習」「コミュニティヘルス看護学特論・コミュニティヘルス看護学演習」を設け、グローバルな課題解決を目指す海外渡航を組み込んだ「グローバルヘルス看護学展開演習」を配置する。

CP1-3【特別研究】

【共通科目】及び【専門科目】で得た理論的基盤をもとに、対象者や社会の課題に取り組む一連の研究過程を遂行することを通じて、看護学研究能力を高めると共に、研究成果を社会に還元し、将来の看護学の発展を担う能力を付与する。

「臨床看護学分野」「広域看護学分野」それぞれにおいて、「特別研究Ⅰ」では研究計画を立案し、「特別研究Ⅱ」では修士論文を執筆し発表する。

(2) 教育課程編成の体系

教育課程は、【共通科目】を基盤とし、「臨床看護学分野」「広域看護学分野」それぞ

れの【専門科目】において自らの研究課題を明らかとし、指導教員の指導のもと「特別研究Ⅰ」では研究計画を立案し、「特別研究Ⅱ」では修士論文を執筆し発表することとしている。【資料9】に教育課程編成の体系を示す。以下に各科目の配置の意図と特色を示す。

【共通科目】

共通科目では、看護学研究法特論、疫学・保健統計学特論、看護教育学特論、生命倫理学特論、データサイエンス特論の5科目10単位を必修科目とし、環境健康特論、看護管理学特論、健康科学特論、病態生理・薬理学特論の4科目8単位のうち3科目6単位以上を選択必修とする。

看護学研究法特論（必修） 看護学研究を進める上で基本的なプロセスを修得する。看護学研究の意義と社会的役割、研究計画から論文作成までのプロセスを学修する。

疫学・保健統計学特論（必修） 学術論文で使われることの多い疫学・保健統計の手法の意味や実際の活用について解説し、学術論文で扱われるデータを正しく読み解くことができるよう教授する。量的研究を正しく読み解くことができるとともに、統計分析ソフトを用いた実践型学習を取り入れ、研究に生かす手法を修得することも学ぶ。

環境健康特論（選択） 人々がおかれている様々な環境が、健康にどのように関連しているのかについて、公衆衛生学的見地から学ぶ。看護だけでなく、他分野からの、健康と環境に関する学際的なアプローチを学ぶことで、広く多面的な視座を持つことが可能になる。この科目を通して、健康と環境との関連を視野に入れた、柔軟で俯瞰的な視点から看護課題に取り組むための研究のあり方について学ぶ。

看護教育学特論（必修） 看護基礎教育の全体構造を理解し、現在の看護学教育の課題と将来の展望について、看護学教育を展開するために必要な知識・技能を習得し、授業設計の方法を学ぶ。自己教育力を養い、看護学教育を通じて社会に貢献できる能力を身につける。

生命倫理学特論（必修） 生命倫理、看護倫理の歴史、看護職の倫理綱領の作成と改訂の経過を学び、看護実践における倫理の意義を理解する。看護現場における様々な価値を概観し、看護専門職としての自己の価値基盤を明らかにし、倫理的感受性を高める。看護の実践、看護学研究、看護学教育において、看護倫理の視点に基づいて考え、決断し実行できると共に、自己の判断や行動の根拠を説明できるようになることを目指す。

看護管理学特論（選択） 看護管理に関する基本的な理論および知識を修得し、看護専門職として保健医療組織における課題を検討し、管理方法について説明できることを目指す。

看護管理における組織的課題を概念・理論を用いて説明でき、その解決策を看護管理の視点から検討する。

健康科学特論（選択） 多様な健康課題を持ちながら、環境の変化やストレス社会の中で生活する人々の健康保持・増進を目指し、看護実践者として必要な知識を学ぶとともに、対象者の尊厳を守りながら支援する実践方法を理解することを目的とする。

病態生理・薬理学特論（選択） 前半の病態生理と後半の薬理学の 2 部で構成される。病態生理では、疾病のメカニズムを理解し、それに基づく最新の外科的・内科的治療について理解する。薬理学特論では薬物療法の基礎について学ぶとともに、従来の薬品の作用機序とは違った新しいメカニズムで作用する最新の創薬の知識や個別化医療（テーラーメイド医療）の実際について理解する。学修を通して、最新の医療知識に基づいた看護ケアの提供や医師・薬剤師とのタスクシェアを行うための看護実践能力向上を目指し、それを支えるための基盤を醸成する。

データサイエンス特論（必修） 本科目では、ビッグデータから新たな価値を導くためのアプローチとそのプロセスについて、基礎から学修する。研究への活用としては、ビッグデータから将来の動向を予測する研究や機械学習を用いた医工連携研究の実際について学ぶとともに、実際に機械学習の実践を行う。これらを通して、データサイエンスが、看護における課題解決のためのどのように役立つか、その方策についての洞察を得る。

【専門科目】

専門科目では、選択する分野の特論、演習を履修する。また選択しない分野の特論も選択科目として履修することが可能である。

<臨床看護学分野>

（実践看護学領域）

看護コミュニケーション特論 看護職が身につけるべきコミュニケーション能力は多様な価値観や文化を持つ対象者との関係構築に重要な能力で、看護実践の基盤となる。「多様な価値観や文化を持つ対象者」とは、患者やその家族が持つ文化的背景、生活習慣、価値観、医療や健康に対する考え方、宗教などが多様であることを意味する。様々な看護場面の中で、患者との相互作用により行われるコミュニケーションの概念や理論を理解する。看護というコンテキストで、コミュニケーションに影響を与える様々な因子を探求する。また、コミュニケーションの課題解決に寄与する教育方略と研究手法を学修する。

看護コミュニケーション演習 本科目では、看護におけるコミュニケーションの研究意義について学修し、研究課題の明確化に取り組む。看護実践におけるコミュニケーションの

課題を取り上げ、体験型学修を通して、学修した諸概念や理論を検証する。理論的基盤に根差し、科学的根拠に基づいた看護コミュニケーションの実践を通して、自身の研究テーマの導出に繋げる。前期の看護コミュニケーション特論で学修した多様な価値観や文化を持つ対象者、及び他職種とのコミュニケーションに関する諸概念や理論をもとに、実践における様々な課題について文献を通してディスカッションを行い、解決策を探求する。また、文献のクリティークやディスカッションを通して、自己の研究課題を明確化する。

エンドオブライフケア看護学特論 エンドオブライフケアの歴史的背景や基盤となる概念、患者のQOLやQODDについて学ぶとともに、望ましい死を迎えるための支援や、がん患者・非がん患者、高齢者、ICU・救急の場面、在宅におけるケアに関する具体的な支援と家族へのケアについても理解を深める。さらに、エンドオブライフにある患者や家族への意思決定支援のあり方や倫理的課題について説明できることを目指す。

エンドオブライフケア看護学演習 エンドオブライフにある患者と家族を支援するためのニーズについて討議し、挙げられた課題を解決するための研究方法を明確にする。患者及びその家族を含めたエンドオブライフケアに関する文献について、クリティーク及びディスカッションを行い、研究動向や研究方法について学修する。

(次世代育成看護学領域)

次世代育成看護学特論 次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成されることを支援するために、母性看護学や小児看護学に関する諸理論や概念、リプロダクティブヘルス・ライツに関する歴史的背景や国際動向について学び、複雑化する社会の中において女性や子どもがおかれている状況や健康課題への理解を深める。

次世代育成看護学演習 次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成されることを支援するために、女性や子ども、その家族の多様な課題やニーズを理解し、課題解決するための研究方法を明確にする。次世代育成に関連する国内外の文献やガイドラインの検索を行い、クリティークやディスカッションを通して、自己の研究課題を探究できることを目指す。

<広域看護学分野>

(パブリックヘルス看護学領域)

パブリックヘルス看護学特論 パブリックヘルス看護学を基盤として、公衆衛生看護とグローバルヘルス看護の基本理念について学ぶ。健康課題は、個人、家族、集団、コミュニティだけでなく、国境を超えてグローバルに取り組む必要がある。社会的要因が人々の健康を左右することが知られており、健康格差の是正に看護がどのように寄与できるのかについて考える。多様な価値観や文化を持つ対象者への看護実践とその論文講読を通して、

人々の健康とはなにか、健康課題の解決のための研究のあり方について学修する。

パブリックヘルス看護学演習 健康問題や健康格差をはじめとする健康の社会的決定要因などの課題といったパブリックヘルス看護学特論での学びや、教員の研究テーマを通じて、自らの研究テーマと合わせた論文を探索する。論文クリティークを行い、研究の妥当性や研究結果の活用を議論することで、健康課題の解決に寄与する学術論文のありようや、リサーチクエスションの立て方について検討する。

グローバルヘルス看護学展開演習（海外渡航） 海外のフィールドにおいて、文化的背景を理解し、その国の健康課題を見出し、その特徴に合わせたケアを考える科目である。海外フィールドは、オーストラリア、アメリカ、アジア各国とし、指導教員と相談して決定される。渡航先では保健医療従事者との面談や、保健医療施設の見学を行う。その国の保健医療システムや主要な健康課題をその国の政府発行資料などで調べる。対象国の医療専門職に英語で説明できるスキルや、その国の異文化を尊重し対応する適応力が求められる。

（コミュニティヘルス看護学領域）

コミュニティヘルス看護学特論 高齢者、身体障害、知的障害、精神障害などにより何らかのケアや援助を必要とする対象者が、地域社会（コミュニティ）で自分なりの健康や幸せを感じながら暮らすために必要な保健医療福祉に関連する知識及び支援について理解や考察を深めることを目的とする。

コミュニティヘルス看護学演習 研究文献講読や自身の実践経験を通して問題視する、コミュニティヘルス看護学領域における課題について討議し、考察する。また、コミュニティヘルス看護学で活用される研究方法を学修する。

【特別研究】

特別研究は専門科目で選択した分野・領域から研究テーマを選択する。

特別研究Ⅰ 各自の研究上の関心に基づいて研究テーマを設定し、先行研究を踏まえて学術研究として成立する研究計画を立案する。これらは特別研究Ⅱの礎となるものである。

特別研究Ⅱ 各自の研究上の関心に基づいて研究テーマを設定し、研究計画を立案し、修士論文を執筆し発表する。本科目は特別研究Ⅰを基盤として、発展させたものである。

【資料9 教育課程編成の体系】

(3) ディプロマ・ポリシーと教育課程との関係

本研究科のディプロマ・ポリシー（DP）にある能力と修得できる教育科目との関連はカリキュラムマップ【資料10】に示したとおりである。以下にその関連を説明する。

1) DP1：「高い倫理観を持ち、看護学領域の研究を遂行する能力を有する」

【該当科目】

◎生命倫理学特論

○看護学研究法特論、環境健康特論、看護教育学特論、看護管理学特論、健康科学特論
看護コミュニケーション特論、看護コミュニケーション演習、エンドオブライフケア看護学特論、エンドオブライフケア看護学演習、次世代育成看護学特論、次世代育成看護学演習、パブリックヘルス看護学特論、パブリックヘルス看護学演習、グローバルヘルス看護学展開演習、コミュニティヘルス看護学特論、コミュニティヘルス看護学演習

特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ

高い倫理観を持つために保健医療に関する生命倫理学特論を学び、看護学領域の研究を遂行する能力は看護学研究法特論、特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱを通して、その概念から具体的研究手法、研究計画、実施、分析および最終的な論文執筆をとおして学ぶ。特に、特別研究では、研究計画を作成し、研究倫理審査承認を得なければならず、研究対象となる施設・医療機関等や対象者への研究参加の承諾を得るプロセスによって、高い倫理観を醸成することになる。

2) DP2：「科学的根拠と高い倫理観に基づいた看護学の専門知識と看護実践能力、高度な教育・研究能力を有する」

【該当科目】

◎看護学研究法特論、疫学・保健統計学特論、環境健康特論、看護教育学特論、看護管理学特論、健康科学特論、病態生理・薬理学特論、データサイエンス特論

○看護コミュニケーション特論、看護コミュニケーション演習、エンドオブライフケア看護学特論、エンドオブライフケア看護学演習、次世代育成看護学特論、次世代育成看護学演習、パブリックヘルス看護学特論、パブリックヘルス看護学演習、グローバルヘルス看護学展開演習、コミュニティヘルス看護学特論、コミュニティヘルス看護学演習

科学的根拠に基づいた看護実践能力の基盤となる科目は、主に看護学研究法特論、疫学・保健統計学特論、環境健康特論、看護教育学特論、看護管理学特論、健康科学特論、病態生理・薬理学特論、データサイエンス特論としている。看護教育能力は看護教育学特論により修得する。研究能力は、各自選択した領域の特論・演習で修得する。臨床看護学分野では看護コミュニケーション特論、看護コミュニケーション演習、エンドオブライフケア看護学特論、エンドオブライフケア看護学演習、次世代育成看護学特論、次世代育成看護学演習から、広域看護学分野ではパブリックヘルス看護学特論、パブリックヘルス看

看護学演習、グローバルヘルス看護学展開演習、コミュニティヘルス看護学特論、コミュニティヘルス看護学演習から修得する。

3) DP3：「複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題解決に寄与する研究を遂行する能力を有する」

【該当科目】

◎疫学・保健統計学特論、環境健康特論、生命倫理学特論、健康科学特論、病態生理・薬理学特論、特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ

○看護コミュニケーション特論、看護コミュニケーション演習、エンドオブライフケア看護学特論、エンドオブライフケア看護学演習、次世代育成看護学特論、次世代育成看護学演習、パブリックヘルス看護学特論、パブリックヘルス看護学演習、グローバルヘルス看護学展開演習、コミュニティヘルス看護学特論、コミュニティヘルス看護学演習

複雑化する社会に生きる対象者への看護実践における課題について、専攻した領域において研究課題とし解決に導くための研究が遂行できる能力を修得する科目として領域の特論・演習を配置している。

臨床看護学分野では看護コミュニケーション特論、看護コミュニケーション演習、エンドオブライフケア看護学特論、エンドオブライフケア看護学演習、次世代育成看護学特論、次世代育成看護学演習から、広域看護学分野ではパブリックヘルス看護学特論、パブリックヘルス看護学演習、グローバルヘルス看護学展開演習、コミュニティヘルス看護学特論、コミュニティヘルス看護学演習から修得する。グローバルヘルス看護学展開演習は海外研修を含むものであり、グローバルな場における複雑化する社会に生きる対象者に触れ合うことにより、看護を発展的に学ぶものである。

4) DP4：「看護学研究を通して、対象者や社会の課題に取り組み、看護学の発展に寄与する能力を有する」

【該当科目】

◎特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ

○看護教育学特論、看護管理学、データサイエンス特論

特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱに取り組む中で看護学研究を通して対象者や社会の課題に取り組み、看護学の発展に寄与する研究を行うものである。

以上の関連により、各専門領域を専攻する学生は、履修モデル【資料11】に示すように、必要な科目を履修することで、ディプロマ・ポリシーに求められる能力を修得する。

【資料10 金城学院大学看護学研究科カリキュラムマップ】

【資料11 看護学研究科看護学専攻修士課程履修モデル（2年）】

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

(CP2. 教育方法)

1年次には、すべての専門分野の基礎となる共通科目を配置し、あわせて各専門分野に配置されている専門科目の専門性を向上させるために特論及び演習を配置する。それらを修得しながら、対象とする研究課題を探究する能力を修得するための特別研究を1年次から2年次に配置する。特別研究では、主指導教員が修士論文研究の専門的な研究指導をおこない、加えて副指導教員が多面的な視点からの指導をおこなう。

本研究科における教育は、最新の知見に基づき、看護学に関する理論と実践を関連付けて取り扱うとともに教育方法としては、講義及び学生によるプレゼンテーション、グループディスカッション、演習、フィールドワーク等を効果的に組み合わせて展開していく。授業科目の学生数はいずれも少人数とする。研究指導科目は個別指導を中心とする。

授業は対面を原則とするが、昨今のICTの有用化に伴い、オンラインでの講義・演習も組み込み、就業学生もアクセスしやすい講義形式を導入する。

共通科目に配置する特論9科目は講義形式として行う。専門科目に配置する各領域の特論は主に講義形式で行い、演習科目は演習形式で行う。特別研究は、研究指導を担当する主指導教員による個別の研究指導が主となる。1年次から2年次まで、主指導教員が修士論文研究の専門的な研究指導を行い、必要時に副指導教員が多面的な視点からの指導を行う。

本研究科においては、現職の看護職に配慮ある教育方法とし、大学院設置基準第14条特例を適用する。詳細は「8. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施」にて記述する。

(2) 履修指導

1) 履修指導者

学生は、希望により専攻する領域と分野を決定し、それぞれ指導教員による個別の履修指導、研究指導、論文指導を受ける。学生の履修指導にあたっては、修了後の目的を明確に認識し、それに向けて必要な課題を体系的に学修することが可能となるように「履修モデル」【資料11】を示しつつ、学生の希望を尊重し、実務経験、学修能力、学修上の諸課題・修了後の進路を十分考慮する。

各学年の年度初めに、履修ガイダンスを行い、組織的な履修指導体制とするために、主指導教員及び副指導教員の複数名のアドバイス体制で履修指導を行うこととし、学生と綿密にコミュニケーションをとり、計画的に指導していく。これらの細やかな指導により学位の質を担保する。

2) 指導のための組織の概要

学生は「臨床看護学分野」「広域看護学分野」2分野の「看護コミュニケーション」「エンドオブライフケア看護学」「次世代育成看護学」「パブリックヘルス看護学」「コミュニティヘルス看護学」のいずれかを主として専攻し、大学院に求められる「幅広く深い学識の涵養」「豊かな学識を養うための複合的な履修」の重要性を踏まえ、共通科目から必修科目と選択科目を履修する。実務経験者には、実務経験を通じて学修動機が明確になっている強みを生かしながら、看護の場における現象を理論的に捉えることができるようにする。一方、学部から進学する学生（ストレート学生）は、看護師国家試験合格レベルの基本的な知識・技能は有しているが、看護実践の実務経験がないことから、講義演習を通して、実際の臨床現場でのフィールドを想定した指導を行う。

3) 教育上の工夫

専門科目の「特論」は各回のテーマに応じて講義形式及びグループ討論形式により展開していく。「演習」は共同形式により領域の中での特色を持つ研究テーマを複合的に扱い、研究課題を明確にしていく過程を通じながら、研究に取り組む素養を身につけるものである。「グローバルヘルス看護学展開演習」では海外渡航先での保健医療に関する課題の実際に触れ、グローバルな視点から看護が取り組むべき課題解決を見出す力を身につける。

「特論」「演習」で学んだ研究の基盤を生かしながら「特別研究Ⅰ」で研究計画書を完成させ、「特別研究Ⅱ」で研究に取り組みながら論文を作成していく段階的かつ展開的な教育上の工夫がなされることとなる。

(3) 研究指導

本研究科における研究指導のための授業科目として「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」を配置し、指導教員による研究指導を行うとともに、学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位にふさわしいレベルの論文作成を行うことができるように指導を行う。入学から修了までの修士論文指導及び審査の手続の概要は【資料12】に示す。

1) 専攻する領域・分野及び指導教員の決定

本研究科では、実践看護学領域（看護コミュニケーション、エンドオブライフケア看護学）、次世代育成看護学領域からなる臨床看護学分野、及び、パブリックヘルス看護学領域、コミュニティヘルス看護学領域からなる広域看護学分野を中心に教育研究を行う。指導教員の決定については、学生の研究テーマと教員の専門分野を考慮し、入学後に学生の希望も聴取した上で、決定する。

2) 1年次の指導

学生は入学後の履修ガイダンスでの説明に基づき、専攻領域の指導教員のもとで履修科目を決定する。指導教員は、学生個々の希望を尊重しつつ、生活背景や実務経験、学修能

力、修了後の進路等を十分考慮し、履修指導を行う。長期履修を希望する場合は、入学時または1年次の2月までに指導教員の指導のもとに全修業期間の履修計画を作成し、看護学研究科委員会の承認を得る。

1年次は、共通科目の必修科目（5科目、各2単位、合計10単位）を履修し、看護学研究を实践するための基礎的能力や高度な看護教育能力、看護研究者としての高い倫理観を身につける。さらに、看護学研究の意義や質的・量的手法、ビッグデータや機械学習の研究への活用等を学び、医療・看護分野への応用のための基礎的知識を身につける。加えて、共通科目の選択科目（3科目、各2単位、合計6単位以上）の履修によって、看護実践のための課題解決能力の素地を醸成し、論理的思考や看護実践能力、教育・研究能力の基盤を身につける。

専門科目では、1年前期に選択した領域の「特論」（2単位）と、1年後期に「演習」（2単位）を含む臨床看護学分野又は広域看護学分野の科目（6単位以上）を履修し、看護学の専門知識を身につけるとともに、学生の問題意識に基づいた文献検討やレビューを通じ、複雑化する社会に生きる対象者の看護のための課題解決能力を高め、看護実践における研究課題を明確にしていく。また、通年科目の「特別研究Ⅰ」（2単位）を履修し、研究目的を明確にし、研究目的を達成でき得る研究計画書の作成を行う。

3) 2年次の指導

2年次には、通年科目の「特別研究Ⅱ」（6単位）を履修する。指導教員は必要に応じて研究計画への指導を行い、学生は研究倫理審査委員会へ申請し承認を得た上で、研究活動を遂行する。指導教員は修士論文審査のスケジュールや手続きを踏まえて、計画的に研究指導する。学生はこれまでの講義や演習で身につけた専門知識や研究者としての態度を基盤として修士論文を執筆する。学生は1月上旬に修士論文を提出し、2月上旬に学位審査委員会による論文審査および口述による最終試験を受審する。看護学研究科委員会で審査結果を審議し、審査に合格した学生は、3月に修士論文発表会を行い、学位が授与される。

【資料12 修士論文の指導及び審査の手続き】

(4) 修了要件

所定の在学年限を満たし、以下の所定単位を修得し、且つ修士論文を提出のうえ、審査を経て最終試験に合格することを修了要件とする。

所定単位は、共通科目のうち必修10単位を含む16単位以上、専門科目のうち、選択した領域の特論・演習4単位以上を含む臨床看護学分野又は広域看護学分野の6単位以上とし、特別研究8単位、合計30単位以上を取得する。修了要件を満たした者に、修士（看護学）の学位を授与する。

なお、長期履修制度を利用する場合は、「金城学院大学大学院長期履修学生規程」【資

料 19-1】に則り、長期履修及びその修業年限は、希望者の申請に基づき、看護学研究科委員会が審査して、学長が決定する。

これらの科目単位取得とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関連は【資料 8】に示す。

(5) 倫理審査

本学では、令和 4 年（2022 年）3 月より、「金城学院大学における人を対象とする研究に関する倫理指針」を適用している。この指針は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）（以下「人生命医学指針」と言う。）及び「ヘルシンキ宣言」（1964 年世界医師会制定）の趣旨に基づき、本学において人を対象とする研究を実施するに際し、研究に携わるすべての関係者自ら遵守すべき規範として定めるものである。

この指針に則り、本学では人を対象とする研究に関する倫理審査委員会を設置している。研究倫理審査委員会は、（1）医学・医療の専門家等、自然科学分野の有識者、（2）倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学分野の有識者、（3）研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる学外者の計 17 名で構成されており、多様な視点と専門性を取り入れた審査が可能な体制を整えている。

年間を通して実施される審査は、研究倫理審査の手順と申請様式に則って運用され、倫理的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、必要に応じて研究者に対して研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べている。

また、研究者の教育・研修の機会として、毎年、学外の専門家を招き、全教員対象の「人を対象とする研究倫理に関する講演会」を実施しており、基本的な研究倫理規範の共有及び研究の実施に必要な知識・技術の向上に努めている。なお、本講演会に参加できなかった研究者や e-learning 希望者のためにアーカイブ配信も提供している。

このような体制を整えることで、倫理的配慮を要するすべての研究が、適切な手順と厳格な基準に則って公正に行われるよう、大学として組織的に対応している。

【資料 13 金城学院大学における人を対象とする研究に関する倫理指針】

【資料 14 金城学院大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程】

(6) 学位論文審査と体制

看護学研究科委員会は申請論文ごとに学位審査委員会を設置し、学位審査委員（主査 1 名、副査 2 名）を選任する。学位審査委員会による学位審査は、学位申請論文の審査基準に基づき、修士論文としての水準及び倫理的側面等を考慮し、論文審査と口述による最終試験により審査する。学位審査委員会は審査に合格した者の結果を看護学研究科委員会に報告する。看護学研究科委員会における修士論文の可否判定方法は審査委員会が作成した「学位審査報告書（主査による研究の要約並びに審査の経緯と結果の報告）」を書面にて

提示し、看護学研究科委員会の構成員の投票により判定投票を行う。2/3以上の合格票を獲得した場合に合格とする。

【資料 15 金城学院大学大学院学位規程（案）】

【資料 16 金城学院大学大学院学位審査コンプライアンス規程】

【資料 17-1 金城学院大学大学院看護学研究科学位論文（修士）審査及び最終試験に関する規程（案）】

【資料 17-2 金城学院大学大学院看護学研究科学位論文（修士）審査及び最終試験に関する規程（案）（別表）】

6. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

本研究科の基礎となる学部である金城学院大学看護学部看護学科の教育課程は、建学の精神、スクールモットー、教育スローガン「強く、優しく。」を基盤とし、養成する人材像に基づくディプロマ・ポリシーを達成できるようにカリキュラム・ポリシーを構築し、「専門科目」では、科学的根拠に基づく安全・安楽な看護実践に必要な専門知識・技術・態度を身につけるため、「看護の対象となる人々・地域への看護実践の基盤となる科目群」、「健康課題をもつ人々への看護実践を展開する科目群」、「看護の統合と探究」の3科目群を配置している。

「看護の対象となる人々・地域への看護実践の基盤となる科目群」には、「基礎看護学」、「地域・在宅看護学」、「グローバルヘルス看護学」の3領域をおき、看護学の基礎となる理論・専門知識と看護技術の修得、および国内外の保健医療福祉の現状を学修することで多様な社会資源、サービス、制度について理解し、多様な人々・地域を対象に看護実践ができる知識・技術を学修する科目を配置している。また、「健康課題をもつ人々への看護実践を展開する科目群」には、「成人看護学」、「小児看護学」、「母性看護学」、「高齢者看護学」、「精神看護学」の5領域をおき、あらゆる成長発達段階と健康状態にある人々を対象に看護実践ができる知識・技術を学修する科目を配置している。そして「看護の統合と探究」では、多職種との連携・協働について学修する科目や看護の質向上のための自己研鑽・探究心を養う科目を配置している。

わが国の保健・医療・福祉分野の動向から、看護職者には病院・医院における看護実践に加え、在宅、保健機関、社会福祉施設、産業・職域（就労者）、学校（児童・生徒）等と多様な場で活躍できる能力が求められる。本学部での学生への教育には、対象者中心の看護実践ができるように、看護を必要としている人々が何を望み、その人々にとっての最善の利益とは何かを考え、看護学として何を行うべきかを考えるという考え方（情報収集力、コミュニケーション力、倫理的感性、批判的思考力、臨床推論、臨床判断力）を修得させる教育に重点をおいている。

本研究科の臨床看護学分野の実践看護学領域では、学部における基礎看護学が看護コミュニケーションに繋がり、成人看護学がエンドオブライフケア看護学に繋がる。また、次世代育成看護学領域では、母性看護学及び小児看護学に繋がり、広域看護学分野のパブリックヘルス看護学領域は、学部におけるグローバルヘルス看護学、公衆衛生看護学と繋がり、コミュニティヘルス看護学領域は、精神看護学、地域・在宅看護学、高齢者看護学と繋がる。

基礎となる看護学部との関係については、基礎となる学部と大学院の関連図【資料 18】に示すように、看護学研究科では、看護学部において専攻した各専門領域の学びと研究を発展させ、広がりや深みをもって高められるように意図しながら配置している。

【資料 18 基礎となる学部と大学院の関連】

7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

大学設置基準第 25 条第 1 項及び第 2 項、平成 13 年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等）に基づき、必要に応じて、講義や演習、特別研究を同時双方向型のオンライン授業又はオンライン授業と対面授業を組み合わせたハイブリッド型授業を行う。授業を実施する場所は、教室や研究室等で行い、Google Meet や Microsoft Teams、Zoom 等の ICT を活用して、オンライン授業を受講している学生に対しては教員と学生が互いに映像や音声でやり取りを行うことが可能な環境を整備し、学生に対して質問の機会を確保できるようにする。本学ではオンライン授業等を実施する ICT 環境が整備されており、これらの設備を利用することによって、社会人や様々な年代の学生などへのニーズに対応し、仕事等の両立を図りながら学修や研究を行うことができるよう配慮する。

8. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本研究科では、①看護学部を卒業後に大学院に進学する学生、②医療・保健・福祉機関に従事する看護職者、③看護系大学の助手や看護専門学校等の看護教員の受け入れを想定している。そのため、職業を持つ社会人学生が就業を継続しながら大学院で学修するニーズに応えるために、大学院設置基準第2条の2及び第14条の教育方法の特例を実施し、授業の一部を夜間と土曜日に開講する。又、就業の他、出産、育児、介護等により、標準修業年限を超えて在学しなければ過程を終了することが困難なために、長期履修を希望する者（以下、長期履修学生）は修業年限を超えて在学することができる。

（1）修業年限

本研究科の標準修業年限は2年であるが、長期履修学生においては修業年限を3年あるいは4年とすることができる。長期履修及び修業年限は、希望者の申請に基づき、看護学研究科委員会が審査して、学長が決定する。長期履修学生は、在学中に申請時における事情に変化が生じた場合、在学期間中1回に限り、修業年限の短縮又は延長を申請できる。

（2）履修指導及び研究指導の方法

本研究科では、共通科目と専門科目を、平日の5時限目と土曜日にも開講する。ただし、特別研究Ⅰと特別研究Ⅱについては、学生の状況に合わせて指導できるよう指導教員との調整により開講時間帯を設定し、必要時には6時限目を開講して研究指導を行う。社会人学生については勤務体制の配慮等、職場や家庭の協力が得られるよう、入学前の面談で指導する。又、長期履修学生に対しては計画的に教育課程を履修できるよう指導する。

（3）授業の実施方法

本研究科では、社会人学生や昼間時間帯に履修できない学生のために、平日の5時限（17時25分～19時5分）及び土曜日の1～3時限に授業を開講する。又、特別研究では、必要に応じて6時限（19時15分～20時55分）に開講する。社会人学生や長期履修学生に対しては、学生の履修計画に配慮し、個別に対応する。

（4）教員の負担の程度

本研究科の専任教員は、学部の授業科目も担当することから、特定の教員に過重な負担がかからないよう、担当コマ数、時間割や研究指導時間等が適切に設定されているか十分な配慮を行う。本研究科は5時限目や土曜日に授業を開講するため、担当教員の過度な負担を軽減するために、事務局で教員の勤務時間を管理し、学部の時間割を調整することや委員会業務の軽減などを行う。

（5）図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置 図書館の開館時間は、平日8時45分～19時30分、土曜日は9時～16時30分である

が、図書館 WEB を整備し、閉館中にもオンラインで資料の検索、貸出申請、文献複写の依頼、データベースの閲覧等ができる環境を整えている。社会人学生が研究上必要とする主要なデータベースについては、院生研究室から、学内LAN 経由でアクセス可能となっている。一部資料はインターネット経由で学外からも 24 時間アクセス可能で、閉館時間中も教育研究上の支障はないよう配慮している。

大学院生は、ノートパソコンを必携とし、常時学内LAN に接続することができる。又学外からも大学内の情報資源にアクセスできる環境を整備している。

食堂の営業時間は平日 10 時～15 時で土曜日は営業していないが、学内に設置されたコンビニエンスストアは平日 8 時30 分～19 時のほか、土曜日も9 時～14 時に営業している。

又、無人販売の売店は、月曜日から土曜日の 8 時～20 時に営業している。

看護学研究科を管轄する事務室に職員を配置しており、社会人学生の状況に応じて必要な対応を行う。職員は夕刻以降や土曜日の勤務を交代で対応することで、負担を分散している。又、職員は年間変形労働制度を適用し、閑散期には平日も交代出勤とすることで、夕刻以降や土曜日の勤務も所定の年間労働時間内で対応できるようにしている。

(6) 入学者選抜の概要

志願者としては、職業をもつ社会人等が想定されるため、入学者選抜の種別としては、社会人入学試験又は一般入学試験が想定される。具体的な入試の内容については、「9.入学者選抜の概要」の章に記載する。

【資料 19-1 金城学院大学大学院長期履修学生規程】

【資料 19-2 長期履修各年度履修計画書】

【資料 19-3 長期履修申請書】

【資料 20-1 金城学院大学大学院看護学研究科履修規程（案）】

【資料 20-2 金城学院大学大学院看護学研究科社会人学生の履修方法の特例に関する規程（案）】

【資料 21 看護学研究科看護学専攻修士課程 履修モデル（長期履修制度 3 年・4 年の場合）】

9. 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー

看護学研究科看護学専攻修士課程のアドミッション・ポリシーを以下のように定める。

1. 倫理観を持ち、看護学研究に取り組む意欲を有している。
2. 看護学研究に必要な基礎的な学力と語学力を有している。
3. 広い視野を持ち多様な価値観や文化を受け入れる意思を有している。
4. 研究を通して課題解決に取り組み、社会に貢献すると共に看護学の発展に寄与する意思を有している。

(2) 入試制度

上記のアドミッション・ポリシーと入学者選抜方法等との対応は【資料 22】に示す。

一般入学試験、社会人入学試験、推薦入学試験のいずれかにより選考する。

1) 一般入学試験では、「専門科目試験」(30%)「小論文」(40%)及び「面接試験」(30%)及び、出願書類等を総合して判定する。「専門科目試験」でアドミッション・ポリシー2)、「小論文」でアドミッション・ポリシー1)、2)、3)、「面接試験」でアドミッション・ポリシー1)、3)、4)を評価する。

2) 社会人入学試験では、「小論文」(50%)及び「面接試験」(50%)及び、出願書類等で総合して判断する。「小論文」でアドミッション・ポリシー1)、2)、3)、「面接試験」でアドミッション・ポリシー1)、3)、4)を評価する。

小論文では、「看護師不足」など看護現場の課題や「高齢社会における医療と介護」など時事的課題に関連するテーマを課し、「問題理解力」「文章構成力」「論理的思考力」などを評価項目として基礎的な学力を評価する。また、英語の語学力は、小論文の出題テーマ内に、600語程度の読解問題を出題する。テーマに関する内容の問題を「読む」「解釈」「書く」能力が、英検2級程度であることを評価する。

3) 推薦入学試験では「小論文」(50%)及び「面接試験」(50%)及び、出願書類等を総合して判定する。「小論文」でアドミッション・ポリシー1)、2)、3)、「面接試験」でアドミッション・ポリシー1)、3)、4)を評価する。

小論文では、「看護師不足」など看護現場の課題や「高齢社会における医療と介護」など時事的課題に関連するテーマを課し、「問題理解力」「文章構成力」「論理的思考力」などを評価項目として基礎的な学力を評価する。また、英語の語学力は、小論文の出題テーマ内に、600語程度の読解問題を出題する。テーマに関する内容の問題を「読む」「解釈」「書く」能力が、英検2級程度であることを評価する。

(3) 募集人員

一般入学試験・社会人入学試験・推薦入学試験を合わせて6名(女子)とする。

(4) 入学試験

1) 一般入学試験

①募集人員

一般入学試験・社会人入学試験・推薦入学試験を合わせて6名（女子）とする。

②出願資格

出願資格（開設年度である令和8年度入学者）は、一般入学試験・社会人入学試験共通であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 大学を卒業した者及び令和8年3月31日までに卒業見込みの者
2. 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者
4. 外国の学校が行う通信教育をわが国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者
5. わが国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者
6. 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者
7. 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者
8. 旧制学校等を修了した者
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者
10. 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学し、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
11. 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和8年3月31日までに22歳に達する者

③選考方法

「専門科目試験」（30%）、「小論文*」（40%）、「面接試験」（30%）及び出願書類等を総合して判定する。

* 語学力を評価するために小論文の一部に英語の読解問題が含まれる。辞書持ち込みは可とするが電子辞書は不可とする。

2) 社会人入学試験

①募集人員

一般入学試験・社会人入学試験・推薦入学試験を合わせて6名（女子）とする。

②出願資格

一般入学試験の出願資格のいずれかに該当し、且つ、次の各号のすべてを満たす者

1. 3年以上の臨床経験を有する者
2. 出願に際し所属機関の長から大学院の受験及び在職のまま就学することについて推薦を得た者

③選考方法

「小論文」（50%）及び「面接試験」（50%）及び、出願書類等を総合して判定する。

3) 推薦入学試験

①募集人員

一般入学試験・社会人入学試験・推薦入学入試を合わせて6名（女子）とする。

②出願資格

次の各号のすべてを満たす者

1. 本学看護学部を卒業した者（卒業見込みを含む）で、卒業後3年以内の者を対象とする。
2. 本学在学中通算成績 GPA が 2.5 以上の者
3. 専門領域の教授又は准教授より推薦がある者。
4. 合格後は入学を確約できる者。

③選考方法

「小論文」（50%）及び「面接試験」（50%）及び、出願書類等を総合して判定する。

4) 研究領域についての事前相談

いずれの入学試験においても、出願に先立ち自身の希望する研究指導教員と研究に関する事前相談を行うこととする。

5) 出願資格認定審査

(4) 入学試験の②出願資格 11 により出願を希望する者は、申請期間内に出願資格認定審査を受けることとする。

本学大学院の個別の出願資格審査では、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校を卒業し、令和8年3月31日までに22歳に達している者に対して、個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを審査する。

6) 長期履修制度

本研究科の標準修業年限は2年であるが、長期履修学生においては修業年限を3年あるいは4年とすることができる。長期履修及び修業年限は、希望者の申請に基づき、看護学研究科委員会が審査して、学長が決定する。長期履修学生は、在学中に申請時における事情に変化が生じた場合、在学期間中1回に限り、修業年限の短縮又は延長を申請できる。

7) 申請書類

①出願資格認定審査には以下の必要書類を申請すること。

1. 出願資格認定申請書（本学所定の用紙）
2. 志願理由書（本学所定の用紙）
3. 卒業証明書
4. 履歴書（本学所定の用紙）
5. 在職証明書

②入学試験には以下の出願書類を申請すること。

1. 志願理由書（本学所定の用紙）
2. 卒業証明書
3. 履歴書（本学所定の用紙）
4. 在職証明書

【資料 22 大学院入学者選抜方法と入学者選抜方針（アドミッション・ポリシー）との対応表】

10. 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成

修士課程の教員組織は、教授7名、准教授3名、講師6名の計16名の専任教員で編成する。博士の学位取得者は、教授5名（論文博士2名含む）、准教授3名、講師2名である。修士の学位は専任教員全員が取得している。

教員の専門分野は、看護学系15名、医学系1名である。

本課程の共通科目、専門科目及び特別研究は、専任教員及び、各科目に関係した教育研究業績を有する教員が担当する。

共通科目は、各科目の講義内容に応じて、専門分野や教育研究業績に合った専任教員がオムニバス形式で授業を担当する。一部の共通科目については、非常勤講師が専門性を活かして、授業を担当する。

専門科目は、臨床看護学分野と広域看護学分野の2つの分野で構成される。臨床看護学分野では、基礎看護学に相当する看護コミュニケーション、成人慢性期看護学に相当するエンドオブライフケア看護学、小児看護学及び母性看護学に相当する次世代育成看護学の3つの領域で構成され、それぞれの特論と演習が行われる。広域看護学分野は、グローバルヘルス看護学及び国内外の公衆衛生を広く包含するパブリックヘルス看護学と在宅・高齢者・精神看護学に相当するコミュニティヘルス看護学の2つの領域で構成され、それぞれの特論と演習が行われる。高い学識と深い専門知識や技能を持つ各専門分野の教員が、それぞれの研究分野、実践経験などを活かしながら、科目に相応し担当する。

特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱにおいては、各専門看護学において論文指導を担当することができる研究指導教員を配置し、万全の研究指導体制を整えている。

本研究科における専任教員の配置は以下に示すとおりである。

表 看護学研究科における専任教員の配置(博士学位取得者*)

分野	領域	教授	准教授	講師
臨床看護学分野	実践看護学 (看護コミュニケーション)	阿部恵子*		
	実践看護学 (エンドオブライフケア看護学)		加藤亜妃子*	青木郁子 坪井秀介
	次世代育成看護学	HUSSEIN SALEH, Mohamed H.*	鍵小野美和* 藏本直子*	加藤千明 水野妙子*
広域看護学分野	パブリックヘルス看護学	上杉裕子* 山口知香枝*		

	コミュニティヘルス看護学	飯盛茂子 福田峰子 松浦利江子*		鍋島純世 松田武美*
--	--------------	------------------------	--	---------------

(2) 教員の年齢構成

令和9年度(2027年度)末日(2028年3月31日)の専任教員の年齢構成は、40～49歳3名、50～59歳5名、60～64歳6名、65～69歳2名で構成され、平均年齢は56.9歳である。金城学院大学の定年規定は「金城学院職員就業規則第38条2項」より満68歳に達した日の属する年度末としている。完成年度の時点で本学院の定年年齢を超過する教員はいないため、開設時の教育研究水準を維持することが可能である。

(3) 教育研究実施組織の中心的な研究分野、研究体制

大学院看護学研究科の中心となる研究分野は、「看護学」であり、教員個々が上記のように修士又は博士の学位を有している。分野、領域、及び科目の教員編制には、教員の研究業績と教育業績、及び臨床経験や臨床を通じた研究成果を勘案して配置している。

研究科の研究体制としては、教員個人で実施する機会が多くなると考えられる。一方で共通のテーマがある教員同士又は領域横断での研究もおこなわれている。本研究科で大学院生に指導する場合の研究分野は、表に示したように個々の教員の研究テーマを中心に提示されている。大学院生が修士課程で研究能力を身につけるには、分野や領域を越えた研究交流が有効であり、そのことによって研究に広さと深さが加わるものとする。

表 看護学研究科における中心的な研究分野・研究体制

分野	領域	研究指導教員	研究分野
臨床看護学分野	実践看護学 (看護コミュニケーション)	阿部恵子	基礎看護学全般、医療におけるコミュニケーションの現状及び教育に関する課題。
	実践看護学 (エンドオブライフケア看護学)	加藤亜妃子	緩和ケア、エンドオブライフケア、家族ケア、がん看護に関連する課題。
		青木郁子	糖尿病患者・糖尿病患者家族における支援に関する課題。看護学生のメンタルヘルスに関する課題
		坪井秀介	看護師の労働環境、災害看護学の発展、低線量被ばくに関する不安と対策、急性期看護教育に関する課題
次世代育成看護学	HUSSEIN SALEH, Mohamed H.	新生児及び小児の集中治療における看護や小児の骨髄移植における看護に関する課題。	

		鍵小野美和	現代社会における子どもの健康課題、療養する子どもと家族の看護に関する課題。
		藏本直子	周産期ケア、母乳育児支援、思春期の健康問題、助産師のキャリア支援に関する課題。
		加藤千明	小児保健、健康障害の子どもと家族の看護全般、「食」に関する教育支援、傷害予防に関する課題
		水野妙子	周産期におけるメンタルヘルス及びマイナートラブル、更年期の心身の健康問題に関する課題
広域看護学分野	パブリックヘルス看護学	上杉裕子	国際看護に関する課題や、アジアの運動器疾患に関する課題。
		山口知香枝	公衆衛生看護学全般、母子保健、子どもと家族のQOL、小児のアレルギー疾患に関する課題。
	コミュニティヘルス看護学	飯盛茂子	地域高齢者・障がい者の権利擁護や支援者支援、訪問看護に関連する課題。
		福田峰子	超高齢者社会における高齢者看護に関する課題、要介護高齢者を支える家族への支援に関する課題。
		松浦利江子	精神看護学全般、ケアの倫理、看護倫理、看護師が直面する倫理的葛藤、メンタルヘルス支援に関する課題。
		鍋島純代	地域高齢者の難聴に関する課題及び支援、訪問看護のキャリア支援に関する課題
		松田武美	高齢者看護教育、在宅高齢者のフレイル予防、看護コミュニケーションに関する課題

11. 研究の実施についての考え方、体制、取組

金城学院大学は多彩な研究支援活動を通じて、学術研究の推進と社会貢献を積極的に展開している。研究の実施に関する体制としては、外部資金の獲得にむけた手厚い研究支援体制を整えている。具体的には、事務部門である研究推進・地域連携課による科研費セミナーや科研費申請書のレビューなどの取り組みを通じて、科研費獲得に努めているほか、科研費以外にも外部資金の公募・助成情報の学内周知や、共同研究・受託研究等の獲得に向けて名古屋市主催の産学連携マッチングイベントに参加するなどサポートも充実している。加えて、教職共同組織として研究推進・地域連携センターを2024年度から設立し、学際的な研究を推進するための支援、並びに地域連携、産学官連携及び地域社会との緊密な連携を推進し地域社会の発展向上のための支援を行うことで、本学の知的財産を活かし地域社会に貢献することに取り組んでいる。

看護学部では、学部内に「医療関連研究開発部門」を独自に設置し、学部内の研究力を最大限に引き出す仕組みを整えている。この部門では、所属する教員の関心テーマを共有し、領域横断的な共同研究を促進することや研究者としての資質の向上を目指している。具体的な研究活動の支援については、教員個人の経常的研究費に加え、学内研究助成制度として「父母会・海外国内研修助成費」、「特別研究助成制度（【若手研究者支援】、【新展開研究支援】）」を設けている。又、令和8年度（2026年度）から科研費等の外部資金獲得を促進させ本学の研究力向上を目的とした制度を開始する予定である。

その他に、大学から社会へ向けた積極的な情報提供の一環として、研究推進・地域連携課が研究者情報や研究活動の状況をデータベースとして管理・公開している。又、本学図書館では、管理しているリポジトリで本学が刊行した紀要、論集、博士論文（学位授与大学：金城学院大学）も公開しており、学術的資源を社会と共有することで、学術的な社会貢献を目指している。

12. 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学は、名古屋市の中心地である栄から 15 km 足らずの北東部に位置し、丘陵地帯が広がる起伏にとんだ地形に自然を活かして設置されている。栄から大学まで直通の電車が通っており、所要時間は 15 分である。通学時間帯には、5 分間隔で運行されており、最寄りの駅から大学までは徒歩 8 分と高い利便性がある。

校地及び運動場は、既設学部・既設研究科（文学部、生活環境学部、国際情報学部、人間科学部、薬学部、看護学部、文学研究科、人間生活学研究科、薬学研究科）と共用する。校地面積は 264,519.69 m²、校舎敷地 128,680.35 m²、運動場用地 13,698 m²であり、授業やサークル活動、学生同士の交流、その他の利用のための適当な空地も十分確保している。

本学は、平成 25 年に金城学院キャンパスマスタープランを策定し、その 3 つのコンセプト「多様な交流を促す空間の創出」、「安全で使い易く、質の高い教育・研究環境の整備」、「自然と共生する環境配慮型キャンパスの整備」に基づき、全面的なキャンパス再整備を実施した。キャンパスの中心には、金城学院の建学の精神であるキリスト教主義に基づき礼拝堂と広場（センターコート）を整備し、センターコートを取り囲むように校舎や図書館を配置するとともに、キャンパス全体の広大で豊かな自然環境を里山として活かし、学生が憩うことができるようにしている。

(2) 校舎等施設の整備計画

1) 基礎となる看護学部棟の校舎面積と概要

看護学部棟（W5 棟）は、建築面積 2,243.17 m²、延床面積 7,975.81 m²、地上 5 階建てとなっている。設計コンセプトを「学びの森」として既存医療系校舎である W1 棟、W2 棟の木調の質感を踏襲し、キャンパス全体と医療系学部の調和を図り建設している。W5 棟各階の概要は看護学部棟の各階の概要【資料 23】のとおりである。

【資料 23：看護学部棟の各階の概要】

2) 教室数及び収容定員数

W5 棟には看護学部の教育研究に必要な設備等に加え、看護学研究科の講義・演習、研究に必要な施設として、大学院生の合同研究室 2 室、講義や演習の授業に使用する大学院生演習室 2 室を整備する。

各講義室、演習室、実習室数と収容人数は【資料 24-1】に示すとおりである。講義室、演習室等の年間利用計画として研究科の時間割表を【資料 24-2】に示す。

【資料 24-1 看護学部棟の教室及び収容定員数】

【資料 24-2 令和 9（2027）年度大学院看護学研究科修士課程時間割】

3) 学生用福利厚生施設

学生用福利厚生施設は、キャンパス全体としてN1棟に学生食堂(625席)、売店、軽食ラウンジ(20席)、ラウンジ(50席)、N2棟にラウンジ(36席)、E1棟に売店、キャンパス中心部の本部棟に学生ラウンジ(109席)、またW5棟に隣接するW2棟にはラウンジ(243席)、コンビニエンスストア、W3棟には学生食堂(461席)を整備している。なお、キャンパス全体をマスタープランに基づき整備したことにより、校舎間の移動は短時間でスムーズにできるようになっており、看護学部、大学院研究科の学生の全学的施設の利用に支障はない。

4) 教員研究室及び会議室等

看護学部と看護学研究科を兼務する教員の研究室は、W5棟の4階と5階におかれている。教授、准教授、講師のための1人用個室(28㎡)を整備している。また、共同印刷室、教授会会議室、小会議室、看護学部事務室は看護学部と共用し、研究科長室、研究科長応接室を整備する。

5) 大学院教育・研究に要する設備及び機器の整備状況と計画

本研究科専用施設として、大学院生演習室85㎡(44㎡1室、41㎡1室)及び大学院生研究室61㎡(30㎡1室、31㎡1室、)をW5棟4階、5階に整備する【資料25】。また、中講義室3室を看護学部と共有する。大学院を担当する各教員に対して約28㎡の研究室が割り当てられており、演習科目にも用いることができる。16名の教員研究室を看護学部と共用する。

なお、主な授業は大学院生演習室で行う予定であり、演習科目や、研究指導については教員研究室で行う予定である。必要に応じて、看護学部と共用する施設・設備を活用する予定であるが、通常は看護学部と看護学研究科の授業時間帯は重ならないため支障はない。

【資料25 看護学研究科院生演習室・研究室見取図】

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

1) 図書等の整備について

2024年4月1日時点、6学部3専攻のための資料として、図書約53万5千冊、学術雑誌は約8100種、DVD等の視聴覚資料は約15,000点を所蔵しており、図書は年間約4000冊を新たに受け入れしている。看護学の関連分野の紙媒体の資料は、図書約2万3千冊、雑誌約330種【資料26-1】、視聴覚資料約1000点を所蔵している。学部開設時からの3年間で、大学院開設を想定した図書・視聴覚資料の整備を行ってきたので、研究科の教育研究に十分な図書等を整備している。開設後は、より専門性の高い資料を整備していく。そのほか、電子資料として、現在17種のデータベース【資料26-2】を導入しており、医学関係のデータベースとして、CINAHL・医中誌 Web・メディカルオンライン・

JDreamIIIなどの導入も行っている。

【資料 26-1 金城学院大学図書館で所蔵している看護学関連領域の雑誌一覧】

【資料 26-2 利用可能なデータベース一覧】

2) 図書館の整備等について

本学図書館は、閲覧室4階、書庫6階で構成され、閲覧室・書庫ともに全館開架方式をとっており、ほとんどの資料を利用者が自由に手にすることが可能であり、個別ブースや可動式のグループ学習コーナー等を有し、全館でWi-Fiを整備するなど幅広いニーズに対応した学習環境を提供している。また、授業関連の参考図書を配備する指定図書コーナーや、レポート・論文作成支援コーナーなど、利用者の目的に応じた資料配置を行っている。また、授業開始前と授業終了後に利用できるよう、平日は8:45～19:30まで開館し、閲覧室は十分な自習スペースを確保している。蔵書は100%データベース化（電算化）され、図書館OPACにてすべての蔵書が検索可能となっている。

3) 他大学図書館等の協力について

私立大学図書館協会に加盟し、図書館サービスの向上のため協力・連携をしている。また、東海地区大学図書館協議会に加盟し、国公立大学も含め加盟館同士は、学生証の提示で相互に利用が可能となっている。文献複写・相互貸借については、国立情報学研究所のNACSIS-ILLのサービスに参画し、本学に資料がない場合でも、全国の研究機関からの速やかな文献入手が可能となっているほか、海外からの文献入手にも応じている。

13. 管理運営

本学には、各研究科に共通する事項について審議する機関として大学院学則第 56 条に基づき、大学院委員会を設置している。大学院委員会は、学長、各研究科長、各研究科から選出された 2 名ずつの委員によって構成されるとともに、大学事務部長が陪席しており、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則並びに各研究科に共通する規則の制定改廃に関する事項
- (2) 他の大学院との交流協定の締結
- (3) その他、学長が重要と認め諮問する事項

また、全学的な教学マネジメントに責任を負う組織としては、教育課程編成会議を設置している。学長、各学部長、各研究科長、教務部長の他、事務の専門スタッフで構成され、3 つのポリシーに基づく教育活動の管理運営に関する事項を統括している。

研究科固有の意思決定は大学院学則第 55 条に基づき、研究科委員会で行う。構成員は、研究科の授業及び研究指導を担当する専任教員で毎月開催されている。審議事項及び学長が研究科委員会に意見を聴く事項は学則で以下の通り規定している。なお、研究科委員会の運営は研究科委員会規程に基づいてなされている。

第 56 条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則の改正
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学生の入学、休学、退学、転学、表彰及び懲戒に関する事項
- (4) 課程の修了及び学位授与に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) その他教育研究に関する重要な事項

第 56 条の 2 各研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

上述のとおり、大学院の規程は研究科の自治権を尊重して独自に制定されている。しかし、同時にそうした行為において研究科間の不合理なずれが生じないように、大学院委員会、さらには大学全体の協議機関である学部長会を通して調整が図られており、看護学研究科においても上記を基本とした研究科委員会を設ける。

【資料 27：金城学院大学大学院委員会規程】

【資料 28：金城学院大学大学院看護学研究科委員会運営規程（案）】

14. 自己点検・評価

本学における自己点検・評価は、これを恒常的に行い、その結果を有効に活用することにより、本学が掲げる目標の実現に向けた教育研究や組織運営等の恒常的な改善・向上を目的とするものである。また、こうした内容を広く公開し、社会における本学の存在意義についての説明責任を果たすことを目指している。全学的な自己点検・評価は、二つの会議体による連携のもと、全学的に実施することを基本としている。具体的には、全学的な事項は、内部質保証推進会議（以下、「推進会議」という。）が、また教学マネジメントに関わる事項は、教育課程編成会議（以下、「編成会議」という。）が各々統括・推進している。両会議は、学長を議長とし、各学部・研究科・各種委員会の長、及び大学事務部の部長（部次長）等により組織され全学的な自己点検・評価を実施している。推進会議及び編成会議は、各々その定めた基本方針に基づき、学部・研究科・委員会等の各部門に対し、毎年度、自己点検・評価を指示する。各部門は当年度点検・評価の結果及び次年度の計画をまとめ、各会議に報告・提案し、改善指示に基づき改善に取組み、その結果を各会議に報告する。各会議は、各部門による改善結果の報告を受けてこれを確認する。このように両会議は、各部門における PDCA サイクルを通じた改善・向上といった質保証の取組みを支援する。

看護学研究科には、研究科長を委員長とする看護学研究科自己評価委員会を設置する。本委員会による自己点検・評価は、上述の全学的体制に基づき年度単位で活動計画を策定し、年度末には目標達成度等を点検・評価し、それらをまとめた活動報告を全学の両委員会に提出し、全学的な評価を受けるという体制で進める。

こうした自己点検・評価の結果は、名古屋市守山区による外部評価を受けている、またこうした全学的な体制に基づき本学は、原則として7年に1度、大学基準協会による認証評価を受けることとしている。

本学では公益財団法人大学基準協会による認証評価を受けており、令和3年度（2021年度）の大学認証評価の結果、同協会の大学基準に適合しているとの認定を受けた。

15. 情報の公表

本学は金城学院情報公開規程に基づき、これまで大学ホームページ等を通じて、広く社会に向けて積極的な情報の公表に努めてきた。特に、学校教育法第113条及び学校教育法施行規則第172条の2への対応としては、大学ホームページに「基本情報・データ」のページを設け以下のような内容を公表している。

(1) 公表内容

1) 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること

<学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号>

教育研究上の目的

(<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/information/educational/>)

学部・学科・研究科・専攻の3つのポリシー

(<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/information/policies/>)

建学の精神・教育スローガン (<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/spirit/>)

2) 教育研究上の基本組織に関すること

<学校教育法施行規則第172条の2第1項第2号>

教育研究組織

(<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/information/educational-organization/>)

3) 教員研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<学校教育法施行規則第172条の2第1項第3号>

教員一覧（学部）

(<https://research.kinjo-u.ac.jp/kighp/KgApp/>)

教員一覧（大学院）

(<https://research.kinjo-u.ac.jp/kighp/KgApp/>)

専任教員数 (https://www.kinjo-u.ac.jp/document/about_staff1_2024-2023.pdf)

各教員が有する学位及び業績 (<https://research.kinjo-u.ac.jp/kighp/KgApp/>)

4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

<学校教育法施行規則第172条の2第1項第4号>

入学者に関する受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

(<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/information/policies/>)

志願・入学状況

(https://www.kinjo-u.ac.jp/document/about_entry1_2024-2023.pdf)

収容定員及び在学する学生の数

(https://www.kinjo-u.ac.jp/document/about_student1_2024-2023.pdf)

社会人学生数 (https://www.kinjo-u.ac.jp/document/about_student2_2024-2023.pdf)

退学・除籍者数

(https://www.kinjo-u.ac.jp/document/about_student3_2023-2022.pdf)

留年者数 (https://www.kinjo-u.ac.jp/document/about_student4_2024-2023.pdf)

学位授与数 (https://www.kinjo-u.ac.jp/document/degree_2023-2022.pdf)

就職状況 (https://www.kinjo-u.ac.jp/document/about_job_2024-2023.pdf)

就職先情報 (<https://www.kinjo-u.ac.jp/syusyoku/corporate/result/>)

国家試験関連情報

(https://www.kinjo-u.ac.jp/document/about_student_yaku2024.pdf)

5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 5 号>

履修要覧 (<https://busho.kinjo-u.ac.jp/rishu/youran/rishu.htm>)

シラバス (<https://ssskym.kinjo-u.ac.jp/syllabus/gsyl>)

実務経験のある教員による授業一覧

(<https://www.kinjo-u.ac.jp/document/zitsumu2024.pdf>)

年間事業計画 (<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/campus-life/schedule/>)

6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 6 号>

ディプロマ・ポリシー

(<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/information/policies/>)

卒業要件 (https://www.kinjo-u.ac.jp/document/graduate_2024-2023.pdf)

7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 7 号>

キャンパス・マップ (<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/campus-gallery-map/>)

交通手段 (<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/access/>)

施設・センター (<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/facility/>)

8) 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること

<学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 8 号>

学費 (<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/campus-life/tuition/>)

9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 9 号>

学生生活サポート (<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/campus-life/>)

キャリア支援 (<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/campus-life/>)

心身の健康等に係る支援

(<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/campus-life/support/mental-health/>)

10) 大学院の学位論文に係る評価に当たっての基準に関すること

<学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項>

学位審査基準 (<https://www.kinjo-u.ac.jp/document/gakui-shinsa-kijun3.pdf>)

11) その他 (教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置許可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等)

<学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 4 項>

教育上の目的 (<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/information/educational/>)

金城学院大学学則 (<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/information/rules/>)

金城学院大学大学院学則

(https://www.kinjo-u.ac.jp/document/about_rules4_2023.pdf)

設置認可関係 (<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/information/notification/>)

自己点検・評価、認証評価

(<https://www.kinjo-u.ac.jp/ja/about/information/evaluation/>)

事業計画・報告 (<https://www.kinjo-gakuin.jp/report/business/>)

財務情報 (<https://www.kinjo-gakuin.jp/report/finance/>)

(2) 公表の実施方法

<学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 5 項>

情報の公開は、ホームページや金城学院報『with Dignity』(学生・教職員全員に配付)への掲載により広く提供する。

16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 授業内容及び方法の改善を図る組織的な取組等

全学的には、学長、副学長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、学長補佐を構成員とする大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会を設置しており、学部・研究科における FD 活動の取り組み状況を把握しつつ、大学全体として FD 活動を推進する体制を整備しており、その活動としては、規程に以下のように定められている。

1) 大学 FD 活動の基本方針の提案及び年度課題の提示

2) 大学 FD に関する調査、研究

3) 大学 FD に関する研究会・ワークショップの開催 4)

各学部・研究科の FD 活動の検証 5) 学生

による授業評価の実施及び実績の検証

6) 教員の

教育環境、研究環境の検証

7) その他、

第2条の目的に照らして必要と本委員会が判断すること

また、各学部・研究科にはそれぞれに FD 委員会を設置しており、大学 FD 委員会の基本方針のもとで、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組を実施している。

このように、本学における授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組については、大学 FD 委員会が統括し、具体的活動については各学部・研究科 FD 委員会が中心となって実施している。看護学部 FD 委員会は、看護学部開設時に設置され、学科主任を委員長として積極的な FD 活動を実施してきた。毎年、教授、准教授、講師、助教、看護学部助手を対象として、学科独自の FD 講習会、外部講師を招いた学科 FD 研修会等を開催している。これまでの実施状況を以下に示す。

2022 年度 FD 研修会

第1回看護学部 FD 研修会 2022 年 9 月 14 日 (水) 10:00-15:00

教育に関する学科別協議会

第2回看護学部 FD 研修会 2022 年 9 月 28 日 (水) 10:00~11:00

看護学部学生を対象にした PROG 結果説明会 講師：株式会社リアセック 根本康宏氏

第3回看護学部 FD 研修会 2022 年 11 月 30 日 (水) 13:00-14:30

テーマ：ICT を軸とした学生生活への導入の支援、ICT を軸とする主体的学習への支援、

講師：マルチメディアセンター長 安藤玲子教授

2023 年度 FD 研修会

第1回看護学部 FD 研修会 2023 年 9 月 4 日 (月) 10:30-12:00

テーマ：行動変容のためのヘルスコミュニケーション

目的：保健・医療・福祉の対象によりわかりやすく情報を伝え、より良い意思決定プロセ

スの支援、適切な行動変容への支援を可能にするコミュニケーション方法について学ぶ。
また、このことを通して、学生に教育する際のヒントを得る。

講師：奥原 剛先生（東京大学大学院医学系研究科准教授）

第2回看護学部FD研修会 2023年9月4日（月）13:20-16:35

テーマ：教育に関する学科別協議会-4年間にわたる学修成果を測る指標についての検討

目的：「卒業に関する科目のルーブリック」を作成、教育の改善・向上につなげる。

第3回看護学部FD講演会 2023年11月15日（水）15:00-17:00

テーマ：カリキュラムと臨地実習指導--- 臨地実習指導案作成方法

目的：看護学部看護学科教員（特に、助手・助教教員）を対象に、臨地実習における教員の関わりについて学び、効果的な学生指導方法・評価の際の視点について学ぶ

講師：足立はるゑ先生（ナーシングクリエイティブ塾代表、元修文大学看護学部教授）

2024年度FD研修会

第1回看護学部FD研修会 2024年7月10日（水）13:00～14:30

テーマ：研究者倫理、研究倫理審査申請における留意点

講師：飯島祥彦先生（藤田医科大学大学院医学研究科 教授）

第2回看護学部FD研修会 2024年8月21日（水）15:00～16:30

テーマ：教育に関する学科別協議会

内容：学部ディプロマポリシーに基づく卒業科目に関するルーブリックの点検

看護学研究科においてもFD委員会を設置し、以下の項目について講演会や研修会を開催し、看護学研究科の研究指導内容と方法の改善の取り組みの向上を図る。

（ア）最新の看護学研究動向について

（イ）最新の看護学研究技術動向について

（ウ）最新の看護学教育動向について

（エ）最新の看護学研究・医療倫理について

上記の項目については、外部で開催されている学会、研究会、講演会等にも積極的に教職員の参加を促す。

（2）教育研究活動等の適切かつ効率的な運営を図るための職員研修等

大学職員の意欲・資質の向上を図るための制度として、ルーブリックを用いた人材育成制度を導入している。日々の業務において発揮される部下の行動特性を上司が評価し、その評価に基づいて業務上の行動及び行動を通して知る思考や意識の方向性を、上司がアセスメントシートを用いて面談（部下による自己評価との比較など）で講評している。その評価結果に基づき強化すべき評価項目に沿ったフォロー研修（外部研修、e-learning、レポートなど）を行うとともに、次年度のオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)、部署内の業務担当替えなどに活用していく。

スタッフ・ディベロップメント(SD)活動については、職員が学内外における職員研修に参加できるように環境整備をしている。全職員対象の研修会は、毎年夏期休暇期間に半日かけて実施している。また、対象別研修会として、若手・初任者職員、中堅職員、新任管理職、部次長以上等、勤務年数や職位別の研修を実施している。そのほかに、「金城学院事務職員研修助成規程」を定め、事務職員に専門的な知識・技能を修得するための各種資格の取得と研修受講などに対する助成を行っている。